

ほうじん北沢

2019年
6・7月号
No.346

H o u j i n K i t a z a w a

第八回 通常総会

青年部

青年部わんぱく相撲

女性部会

あしながPウォーク&クリーン活動

円光院(弘法大師の修行像):本尊は不動明王、新義真言宗に属し世田谷吉良氏の祈願所として室町末期の天正年間(1573-1591)に盛尊和尚によって創建された寺であると伝えられています。山門にはいると、左手に「武州荏原郡世田谷郷」の石碑があって、古い歴史を止め、また、右手には区立桜小学校発祥の地の記念碑が建てられています。時代の要求に応じて、いち早く学習塾を開き、地域の皆さんに貢献したことを示しています。



ソーシャルビジネス支援資金 概要

ご利用いただける方	次の1または2に該当する方 1 NPO 法人 2 NPO 法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等(注1)を営む方 (2) 社会的課題の解決を目的とする事業(注2)を営む方		
資金のお使いみち	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金		
ご融資額	7,200 万円以内(うち運転資金 4,800 万円以内)		
ご返済期間	設備資金: 20 年以内 [うち据置期間 2 年以内] 運転資金: 7 年以内 [うち据置期間 2 年以内]		
利率(年)	NPO 法人	ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率 B
		イ 認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人を含みます。)	特別利率 A
		ウ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	
	NPO 法人以外	エ 上記ア～ウに該当しない方	基準利率
		ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率 B
		イ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	特別利率 A
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 【NPO 法人の特例】 NPO 法人は、利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります(注3)。		

(注1) 日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。

(注2) 日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。

(注3) 新創業融資制度を適用する方を除きます。また、NPO 法人以外の方でも、一定の要件を満たす場合は、代表者保証が不要になります。

※ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル
(行こうよ! 公庫)
0120-154-505
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業
〒150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1
(日本生命渋谷ビル2・3階)
Tel: 03-3464-3914 担当 大川
(k1091) (2019.4)

目次

第8回 通常総会	3	第16回 北沢法人会親睦ゴルフコンペ/わんぱく相撲 世田谷区大会にて	
青年部会 平成30年度卒業生を送る会/監事監査会	6	青年部会 キックターゲットサッカーを指導	20
第14回 全国女性フォーラム/東法連 第7回 通常総会・感謝状及び記念品贈呈式	7	会員紹介	21
女性部会 あしながPウォーク&クリーン活動/小児がんの子供達を応援する会に参加して	8		
令和元年度新役員紹介	10	日本政策金融公庫からのお知らせ	2
北沢税務署からのお知らせ	15	税に関する絵はがきコンクール(PR)	9
桜上水ガーデンズ桜祭り/南烏山・粕谷支部 移動役員会議	17	大切ですよ! 就業規則~労働条件の明示きちんとしていますか~	12
千歳台・船橋支部 第1回 公開税務研修会/梅丘支部 第1回 公開税務研修会	18	経理の知識「消費税率の引上げと軽減税率の概要」	13
経堂支部 第1回 公開税務研修会/経堂支部 第1回 支部委員会議&異業種交流会	19	法律相談「債権回収シリーズ きほん「論より、証拠!!」/教えて! 税金八先生!	14
		都税事務所からのお知らせ	16

第8回通常総会 会長あいさつ



ただ今ご紹介いただきました飯野でございます。公益社団法人北沢法人会、第8回通常総会を開催するにあたり一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本日、公益社団法人北沢法人会第8回通常総会のご案内を申し上げまし

たところ、北沢税務署原署長様、世田谷都税事務所栗原所長様、東京税理士会北沢支部北山支部長様はじめ税務協力団体の皆様、福利厚生制度でご協力いただいております保険三社の皆様はじめ多勢のご来賓の皆様、並びに当会役員及び会員の皆様方にご出席いただき、このように盛大に総会を開催できますことを感謝申し上げます。

さて、北沢法人会の当該決算年度は公益社団法人移行後8年度目となります。一昨年2回目の東京都による定期監査を受け、公益法人として健全に運営されていることが改めて確認されたところであります。当会は昨年3月の理事会において事業計画と予算を理事の皆様にご承認いただき昨年4月1日より公益社団法人として第8期目がスタートいたしました。当該年度は男子ハンマー投げ金メダリストで現在オリパラ理事・東京医科歯科大学教授室伏広治氏をお招きしての公開講演会を開催いたしました。また、新たな取り組みでございます、税務署監修による税金クイズ集を活用した「第3回税金クイズ大会」の開催等はほぼ事業計画通りに事業を実施することができました。これも皆様方の絶大なるご支援ご協力の賜物と感謝申し上げる次第でございます。

当該年度の事業計画では新規公益事業を模索しつつ、6つの重点課題を掲げて活動して参りました。その一つは会員増強でございます。組織委員会が中心となり100社の新規会員獲得を目標とし活動いたしました結果として96社の増強ができました。しかしながら、転出、廃業などによる退会があり純増に結びつけることはできませんでした。

次に公益事業の定着化については本部および各支部・部会が単独又は合同でe-taxの普及や税制改正等の税務研修会の開催を実施いたしました。女性部会は、租税教育の一環として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、18校1,031作品前年比40%増加し地域の小学生に対する租税教育が定着してきました。また、青年部会は「ふくふくスタンプラリー」を梅丘周辺の福祉作業所と協働して事業を二回実施しました。各委員会では公開講演会、広報誌の発行、クリーンウォークなどの公益事業を実施しました。

次に法人会の会員限定サービスである経営支援制度、福利

厚生制度。またCO2発生の削減によるエネルギーコスト削減を目的とした東京都「地球温暖化対策報告書制度」などの会員メリットを会員に対し周知徹底し、利用促進を図るとともに大型保障制度など保険による福利厚生制度の推進も実施いたしました。また、「地球温暖化対策報告書制度」では当会より33社の報告書提出があり東法連より補助金をいただきました。

また、事務局は現在3名体制となっております。活発に開催される各事業の準備やアフターフォロー、会計及び会員管理システムの整備構築など総務委員会と連携を取りながら着実に能力アップを図って参りました。

当会の各目標の達成、事務局の体制などいずれにいたしましてもまだまだ改善の余地はあろうかと思いますが、公益事業と会員親睦、会員交流といった共益事業のバランスを取りながら活動して参りました。今後とも各事業を充実させてより多くの方々にご参加いただけるように努力していく所存でございますので皆様方のご支援とご協力をお願いする次第でございます。

さて、本日は北沢法人会が公益社団法人となりまして8度目の総会でございます。前回同様、事業計画と予算案は理事会審議事項のため、本年3月の理事会で承認され4月1日より令和元年度の事業計画と予算をもとに会活動はすでに開始されており、本総会では令和元年度の事業計画と収支予算は報告事項となります。因って本日ご提案いたします議案は、第一号議案「平成30年度の事業報告の件」、第二号議案「平成30年度の収支報告の件」、第三号議案「任期満了に伴う理事・監事選任の件」となります。昨年の総会でご報告いたしました事業計画に照らして正しく正会員の皆様方が許容できる範囲内で事業が遂行されたかどうか、昨年の総会でご報告いたしました予算と比べて正会員の皆様方が許容できる範囲内で相違なく収支が行われたかどうか、正会員の皆様方には十分にご審議頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。また、特別会員の皆様も当会の現況を正しくご確認ください。

さて、当会は「めざします企業の繁栄と社会への貢献」を北沢法人会憲章としております。この憲章に沿った活動をしていく所存でございますので、今後とも御来賓の皆様方、役員会員の皆様方の絶大なる御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本日ご出席の皆様のご事業のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます。

公益社団法人北沢法人会会長 飯野 光彦

第8回 通常総会



司 会
馬場 総務委員



開会のことば
本庄 副会長



議案報告
廣川 総務委員



議案報告
山田 総務委員



監査報告
内藤 監事



閉会のことば
金子 副会長

当会が公益社団法人となって第8回目となる通常総会が6月11日(火)に日本大学文理学部「オーバル・ホール」にて開催されました。

馬場総務委員の司会により、物故会員への黙祷の後、本庄副会長の「開会のことば」、続いて飯野会長のあいさつで始まりました。

その後総会出席者は140名で、当総会が適法に成立したことが報告されました。

なお、令和元年度の「事業計画」および「予算」については、理事会において承認済みの為、総会ではその報告のみが行

われ、監査報告後に「第一号議案」「第二号議案」「第三号議案」の3つの議案の審議が行われ、承認されました。

総会終了後、オーバルホールロビーにて臨時理事会が開催され、代表理事として飯野会長他各役割が選定されました。

臨時理事会終了後は、新役員の紹介、退任理事のあいさつ、平成30年度に功績のあった方々への表彰のほか、ご来賓からの祝辞をいただきました。

終了後は同じ日本大学文理学部敷地内にある三号館カフェテリア「コスモス」にて懇談会が開かれました。

第八回 通常総会

次 第

司会 馬場総務委員

物故者に対する黙祷

一、開会のことば

本庄 副会長

二、会長あいさつ

飯野 会長

三、総会成立報告並びに議長選出

司 会

四、議事録署名人選出

議長 飯野 会長

五、報告事項

報告一 令和元年度事業計画の件

廣川 総務委員

報告二 令和元年度予算の件

山田 総務委員

六、議 事

監査報告

内藤 監事

第一号議案 平成三十年事業報告承認の件

廣川 総務委員

第二号議案 平成三十年度決算報告承認の件

山田 総務委員

第三号議案 任期満了に伴う理事・監事選任の件

山田 総務委員

七、閉会のことば

金子 副会長

一、新旧役員紹介

一、代表理事あいさつ

飯野 会長

二、役員紹介

廣川 総務委員

三、退任理事代表あいさつ

熊崎 相談役

四、退任理事への記念品贈呈(代表受領)

二、表 彰

全法連功労者表彰 本庄謙一様・渡瀬大史様

東法連会員増強表彰

金子健太郎様

飛田千賀子様・長沼慶子様

東法連功労者表彰 馬場宏明様・千葉繁様

増川征一郎様・山崎哲也様

原 省三様

三、来賓祝辞

北沢税務署長

原 省三様

世田谷都税事務所長

栗原哲治様

東京税理士会北沢支部長

北山雅也様

丸山女性部副部長

北山雅也様

佐軒女性部副部長

北山雅也様

五、祝電披露

佐軒女性部副部長

六、閉会のことば

広瀬副会長

平成31年6月11日(火) 於:日本大学文理学部「オーバル・ホール」

《ご挨拶された来賓の方々》



北沢税務署
原 署長



世田谷都税事務所
粟原 所長



東京税理士会北沢支部
北山 支部長



閉会のことば
広瀬 副会長

総会終了後に設けられた懇親会の場では、保坂世田谷区長や松林顧問などが祝辞を述べられ(写真下)、また、支部が異なるなどの理由で日頃はあまりお付き合いの無かった会員同士も打ち解け、和気藹々のうちに過ごすことが出来ました。



★全法連・東法連 表彰者 表彰状授与式★

【全法連功労者表彰】 本庄謙一様・渡瀬丈史様

【東法連会員増強表彰】 金子健太郎様・飛田千賀子様・長沼慶子様

【東法連功労者表彰】 馬場宏明様・千葉繁様・増川征一郎様・山崎哲也様



退任理事代表あいさつ
のあと記念品を受取る
熊崎 前副会長



固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

泰成出版社

取締役会長 松林 久行

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

青年部会

平成30年度卒業生を送る会



平成31年4月17日(水)「平成30年度卒業生を送る会」(以後、「送る会」)が開催されました。改めまして、ご卒業を迎えた先輩方にお祝いと感謝を申し上げます。また、ご出席賜りました42名の皆様、ご出席賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

私が北沢法人会に入会してから2年が経ちますが、本部・青年部OBの方々の青年部会事業への出席率が高いことに驚かされると共に、先輩方の優しさ、温かさに触れることで、心落ち着く、素晴らしい会だと実感しております。

監事監査会

平成31年4月25日(木)18時より法人会館2階会議室において、「監事監査会」が行われました。当日は内藤監事、小野監事、蜂谷監事3名の他、飯野会長、本庄副会長、細谷総務委員長にご出席いただきました。監査はコンプライアンス(法令遵守)から平成30年度事業実施状況、会計帳簿やこれに関する資料に基づき行われました。

平成30年度事業では、総会時に「自主点検チェックシートの有効活用」のDVD研修を実施した他、支部会員会議等において「税に関するワンポイント研修」等が実施されたことにより研修参加率が向上したこと等が説明されました。

他にも事業の実施状況報告や、通帳や各種帳票の確認等

さて、今年の送る会では毎年恒例の出し物を行わず、会話を楽しむ会とさせて頂きました。趣旨をご説明した時にちょっとしたどよめきがありましたことを鑑みると、今後は伝統を大切にしないといけないと考えるところです。

送る会の最後に、卒業生の皆様から、ご挨拶を頂戴しました。先輩方それぞれの青年部会への熱い思いをお聞きし、とても勉強になったと共に、後輩としてその熱い思いを引継ぎ、進化させたいと改めて考えました。

(青年部会副会長 中村 大路)



により法人会事業が健全に運営されていることを確認していただきました。監事の皆様には、公益社団法人としての様々な制約、また独特の会計報告等をご理解いただき、厳格且つ適切に監査をしていただけたことに改めて感謝申し上げます。

(事務局 廣住 純)

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

●N● 小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

利 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7

パインフィールドビル 6階

TEL 03(3327)1111(代表)

第14回 全国女性フォーラム

～平成31年4月25日 富山産業展示館テクノホールにて～



雄大な立山連峰を見渡せる水の王国富山県において、「煌めく女性の輪—富山から未来へ」をテーマに全国大会が行われました。

第一部では「わが映画人生」をテーマに俳優で映画監督の奥田瑛二氏の講演があり、ご自慢のお嬢様と、奥様のお話がありました。第二部では来賓挨拶等、富山県法人会連合会傘下の4つの女性部会の活動報告の映像が紹介、租税教育として「税に関する絵はがき」はもちろん、小学生を税務署や裁判所、県会議などバスで見学会に招待したりする活動



も紹介がありました。懇親会では地元のおいしいお酒とお料理が振舞われました。

次の日は富山城を見学、ツアー参加では世界遺産の「五箇山合掌造り集落」・国宝「瑞龍寺」等を見学、金屋町散策をしましたが、天候が悪くちょっと寒かったです。

(女性部会 部会長 広瀬 節代)

東法連 第7回 通常総会・感謝状及び記念品贈呈式

令和元年6月12日(水) 明治記念館において、「東法連第7回通常総会」、「感謝状及び記念品贈呈式」並びに「祝賀会パーティ」が開催されました。

当日は東法連副会長として飯野会長、東法連委員として広瀬副会長のほかに、全法連功労者表彰の本庄副会長、渡瀬税制委員長、また東法連会員増強表彰で金子副会長、飛田下北沢支部長、長沼組織委員が出席されました。

贈呈式では、昨年秋に財務大臣表彰を受賞された飯野会長に対し、東法連小林栄三会長より記念品の贈呈がありました。その後の祝賀パーティは主催者代表として飯野会長の開会挨拶で始まり、大勢の受表彰の方々と共に受彰の喜びを分かちあいながら親睦を深めることがで



きました。来年も当会から多くの方が感謝状をいただけることを願いました。

(事務局 廣住 純)

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
☎(3325)5630(代) FAX(3325)5686

女性部会 あしながPウォーク&クリーン活動



令和元年5月30日(木)快晴、女性部会は今年もあしなが育英支援(交通遺児募金)活動を実施しました。当日、体調不良で数名欠席と少々バタバタしましたが、経堂駅で集合写真を撮り元気に出発。経堂の街は、とても綺麗でたばこのポイ捨てが少々あるのみの清掃活動でした。

次に、経堂支部会員であるmono A TelieR(モノアトリエ)さんの工房でフュージングを体験しました。フュージングとは、大小形も色も違うガラスの組み合わせでオリジナルのリングとピアス、リングとイヤリング、リングとペンダントを各々作成、世界で1つだけの自分だけのアクセサリ作りを体験しました。皆さんの個性がたっぷり出ていて出来上がりごと〜っても楽しみです。

シメのランチは、cozicozihouse(コジコジハウス)。広瀬部会長の挨拶、平塚副部会長の乾杯、食べきれない程の料



理を食し歓談、私が閉会の挨拶をさせて頂き解散しました。

今回、企画した者として募金活動に女性部会らしいイベントを考え、アクセサリ作りを取り入れ美味しいランチをする。自分が良かれと思い経堂招致したものの参加して良かったと思ってもらえるのが不安はありました。結果、満足して頂けて高評価だったようでホッとしました!

参加された皆様、お疲れ様でした! アクセサリ、楽しみにお待ちくださいね!

【参加数】 Pウォーク参加者:14名、アクセサリ作り体験:12名、ランチ:17名

※他、有志の募金あり。募金の詳細は後日、報告いたします。
(女性部会 副部会長 丸山 恵美子)

小児がんの子供達を応援する会に参加して



去る4月20日(土)ゴールドリボンウォーキング2019がお台場セントラル広場で開催されました。毎年女性部会の会員を中心に参加を呼びかけて、一緒にウォーキングしました。

このイベントは小児がんの子供達とその家族への支援の輪を広げようという目的で毎年行われるもので今年は全体で約4,000人が参加しました。

当日は天候にも恵まれ、海と緑と花と水辺に囲まれたまさに“癒しの空間”を気持ちよくウォーキングすることができました。

そして、ウォーキングで汗を流した後は皆さんと食事をしながら歓談し、楽しい雰囲気の中で親睦を深めることができました。尚、今回不参加の方々からも寄附金をいただきました。

(ちょこっとガイド)

- 1、お台場に自由の女神の像あり
(ニューヨークの自由の女神に向かって立っています。)
- 2、等身大のガンダムがいます。

(代沢・代田支部 相談役 高橋 信義)

令和元年度
第9回

税に関する

絵はがきコンクール

小学生作品大募集!!

当日消印有効

9/13(金)
まで!!



せいきん まいにち せいかつ なか やくだ しょうがくせい
税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生の
みなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

入賞者には豪華副賞プレゼント!!参加賞は全員に!!

賞 最優秀賞:1点
ディズニーランド ペアチケット



※商品画像はイメージです。

賞 上位入賞:6点
図書カード 各5,000円



賞 優秀賞:10点
図書カード 各1,000円



賞 入賞:50点
図書カード 各500円

賞 参加賞:全員

募集内容

1 テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

2 応募資格

北沢税務署管内の小学5・6年生(低学年も可)

3 応募締切

令和元年 9月13日(金) 当日消印有効

4 応募方法及び応募先

専用の応募用紙を切り取り、学校で応募の場合は完成作品を学校の先生にお渡しいただくか、直接応募の場合、切手を貼り「学校名」「学年・組」「氏名」「ふりがな」を記入し、北沢法人会までご郵送ください。詳細や応募用紙は下記北沢法人会までお問い合わせください。官製ハガキでもご応募出来ます。

5 審査

10月中旬、絵画専門家を招き、主催・後援関係者で公正に審査を行います。

6 表彰・発表

11月中旬、表彰式を行います。(賞状および記念品の贈呈)

- ① 最優秀賞.....1点 ディズニーランド ペアチケット
- ② 北沢法人会 会長賞.....1点 図書カード 5,000円
- ③ 北沢税務署長賞.....1点 図書カード 5,000円
- ④ 都税事務所長賞.....1点 図書カード 5,000円
- ⑤ 世田谷区長賞.....1点 図書カード 5,000円
- ⑥ 選考委員長特別賞.....1点 図書カード 5,000円
- ⑦ 北沢法人会 女性部会長賞.....1点 図書カード 5,000円
- ⑧ 優秀賞.....10点 図書カード 各1,000円
- ⑨ 入賞.....50点 図書カード 各500円
- ⑩ 参加賞.....全員

※北沢法人会事務局・北沢税務署等で展示いたします。

※最優秀作品は上部団体の、全国法人会総連合のコンクールに出展します。

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や、税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約80万社の団体です。また、会員の皆さんを支援する各種の研修会やボランティアなど、地域に密着した活動を行い、地域社会のお役に立っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすもの団体...これが法人会です。

〈主催〉公益社団法人 北沢法人会 女性部会、公益財団法人 全国法人会総連合 〈後援〉 国税庁、北沢税務署、東京都世田谷都税事務所

公益社団法人 北沢法人会 女性部会

〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1 TEL:03-5450-7121 FAX:03-5450-7122
E-mail:info@kitazawahoujinkai.or.jp http://www.kitazawahoujinkai.or.jp

令和元年 度

《会長・副会長》



会 長
飯野 光彦



副会長
広瀬 淡



副会長
梶原 利文



副会長
善養寺 大作



副会長
本庄 謙一



副会長
金子 健太郎



副会長
馬場 宏明



副会長
大石 恵

《支 部》



下北沢支部長
飛田 千賀子



代沢・代田支部長
望月 章次



明大前支部長
坂本 哲



梅丘支部長
佐藤 寛



桜上水支部長
増川 征一郎



経堂支部長
西原 弘



千歳台・船橋支部長
目黒 啓三



南烏山・粕谷支部長
大倉 博行



給田・北烏山支部長
松崎 直彦



下北沢副支部長
四分一 守



石割 洋子



代沢・代田副支部長
中川 厚夫



長井 正志



明大前副支部長
菅原 靖



梅丘副支部長
廣川 哲



廣田 隆之



桜上水副支部長
立石 直



経堂副支部長
馬場 章英



清遠 養一



千歳台・船橋副支部長
大塚 好昭



小島 茂



南烏山・粕谷副支部長
塩田 直人



佐伯 龍一郎



給田・北烏山副支部長
池亀 英夫



安藤 英和

新 役 員 紹 介

《委員会・部会》



総務委員長
細谷 豊



組織委員長
瀬川 修



税制委員長
渡瀬 丈史



広報委員長
竹股 克之



公益事業委員長
山崎 哲也



厚生委員長
千葉 繁



青年部会長
富澤 謙二



女性部会長
広瀬 節代



総務副委員長
山中 一亨



総務副委員長
丸山 恵美子



総務副委員長
山田 稔幸



組織副委員長
佐軒 昌子



組織副委員長
岩本由起子



税制副委員長
宮城 直樹



税制副委員長
野島 洋二



広報副委員長
塩原 孝夫



広報副委員長
長沼 洋一郎



広報副委員長
高宮英輝



公益事業副委員長
鳥居 佐智子



公益事業副委員長
北澤 史朗



公益事業副委員長
栗山 和久



公益事業副委員長
内田 朝代



厚生副委員長
藤倉 幸彦



厚生副委員長
黒川 舘子



青年部副会長
石井 博晶



女性部副会長
平塚 早苗

《監事》



監 事
内藤 博



監 事
小野 和真



監 事
蜂谷 和明

《顧問》



顧 問
渡瀬 靖夫



顧 問
松林 久行

～労働条件の明示きちんとしていますか～

今回は、働き方改革関連の内容から少し離れまして、本年度（4月1日）より改正されました労働条件の明示方法について、お話させていただきたいと思っております。

1. 雇用契約の成立と労働条件の明示

雇用契約自体は、労働者と使用者が合意することにより成立するとされています。

つまり、雇用契約書を交わしていないからといって直ちに法律上の問題が発生するわけではなく、「口頭」での「雇用契約」も有効であると考えられます。

ただし、労働基準法第15条において、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。」とされています。そして、省令で定める方法として、労基法施行規則に、「書面」による労働条件の明示が必要とされおり、雇用契約書の締結または労働条件通知書の交付が必要とされています。

必ず、書面で明示しなければならない事項は下記になります。

- 1) 労働契約の期間
- 2) 有期労働契約の更新の基準
- 3) 就業場所・従事すべき業務
- 4) 始業・終業時刻、所定労働時間超えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇、2交代制等に関する事項
- 5) 賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項

そのほか、賞与に関する事項、退職金制度や休職制度などを定めている場合は、その制度なども労基法上「書面」までは求められていませんが、明示する義務は課せられています。そのようなものもトラブル防止の観点から、書面で明示することがよいと思われれます。

厚生労働省では、モデルの労働条件通知書をだしていますので、参考にしてください。

2. 改正の内容（労働基準法施行規則の改正）

このようにこれまでの明示の方法は、書面の交付に限られていましたが、今回の改正により、労働者が希望した場合には、FAXや電子メール、SNS等でも明示できるようになりました。

もちろん、明示が書面以外でも可能になったというだけで、原則は書面での明示であり、労働者へ明示しなければならない事項にも変更はありません。また、出力して書面を作成できるもの（プリントアウトできるもの）に限られるとされています。

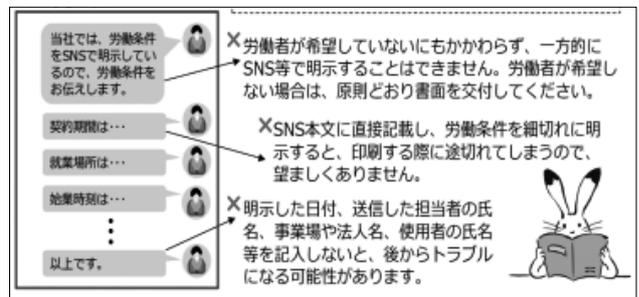
3. 労働条件を明示する際の留意点

トラブル防止する観点から、以下の確認等をお勧めします。

- ①労働者が電子メール等による明示を希望したことの確認。
- ②電子メール等による明示が到達したことの確認。
- ③なるべく出力して保存するように通知。

※ SNS などの一部サービスでは、情報の保存期間が限られている場合があります。

あわせて、SMS(ショート・メール・サービス)等による明示は禁止されていませんが、PDF等のファイルが添付できず、文字数制限もあるため、望ましくありません。



※厚生労働省リーフレット「労働基準法施行規則」改正のお知らせより
電子メールに、印刷・保存がしやすいように、PDF等の添付ファイルで送ることがよいと思います。

雇用契約の締結時に明示を怠ったり、労働者が希望していないにもかかわらず、電子メール等のみで明示したりすることは、労働基準関係法令の違反となりますので、労働者が希望した旨の確認を取ることが重要です。

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878
ご相談は、ホームページからお受け致します。
URL: www.o-roumu.jp

心のこもったセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社 ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
http://www.murakami-sousai.co.jp/

消費税率の引上げと軽減税率の概要

消費税は本当に10%に上がるのでしょうか。税理士をしていると、そういうことをよく聞かれます。税率引き上げが実際に行われるのかどうか半信半疑だった私も、引上げ予定日である10月1日が近づくとつれて、徐々に「信」の方が大きくなってきました。では、どのように変わるのか、まとめてみたいと思います。

改正の概要

令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられます。引上げ後の税率は、一定の経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以降に行われる資産の譲渡等について適用されます。また、一定の配慮が必要な食料品等の物品について税率を8%に据え置かれます（軽減税率制度）。まとめると以下ようになります。

	現 行	令和元年 10月1日以降
下記①②を除く資産の譲渡等（非課税取引等を除く）	8%	10%（標準税率）
①飲食料品（酒類、外食、ケータリング等を除く） ②週2回以上発行される新聞（定期購読契約が締結されたもの）		8%（軽減税率）

帳簿等の変更

また、8%と10%という2つの税率が併存することに伴って帳簿及び請求書等の記載と保存についても変更があります。請求書や領収書の発行を行う場合には、軽減税率対象品目である場合には軽減税率対象品目である旨、税率の異なるごとに合計した税込み金額の記載が追加になります。また、課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるために、区分経理に対応した帳簿記載や区分記載請求書等の保存が必要となります。必要な記載事項等は以下の通りです。

	現 行 (請求書等保存方式)	令和元年10月1日以降 (区分記載請求書等保存方式)
帳簿への記載事項	課税仕入の相手方の氏名又は名称／取引年月日／取引の内容／対価の額	(左記に加え) 軽減税率対象品目である旨
請求書等への記載事項	請求書発行者の氏名又は名称／取引年月日／取引の内容／対価の額／請求書受領者の氏名又は名称	(左記に加え) 軽減税率対象品目である旨 税率の異なるごとに合計した税込み金額

*) 区分記載請求書保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行通り、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすことになります。

実務への影響について

では、予定通り消費税率が上がる場合には何をすればよいのでしょうか。私見を交えつつ書かせていただくと以下のように思うように思います。

第一に、請求書や領収書について、様式の変更が必要になります。請求書や領収書に税率の異なるごとに合計した税込金額を記載することになりますので、仮に10%の商品/サービスのみを販売している場合であっても、請求書や領収書に消費税率が10%であることを明記することになると思われます。

また、軽減税率の物品を販売する場合には、軽減税率対象品目である旨を明記したうえで、8%の取引と10%の取引を分けた税込金額を記載する必要があります。

- ・パソコンや手書きの請求書や領収書を作成している場合には、どういう変更をするか、事前に確認するようにしてください。
- ・販売管理ソフト等から請求書を発行している方は、10%に対応しているかの確認が必要です。買切り型のソフトウェアを使っている場合には、バージョンアップが必要になる場合もあります。
- ・レジ等を使用して、そこからレシートや領収書が印刷される場合には、レジが今回の税率引上げ及び軽減税率に対応していることの確認が必要です。
- ・販売管理等に自社用にカスタマイズされたシステムを使用している場合には、改修が必要になります。

第二に、消費税課税事業者である場合には、消費税率が10%の取引と8%の取引を分けて経理処理する必要が出てきます。従来同一の勘定科目で処理していたものについても、会計ソフト上の勘定科目を10%と8%で分けて作成することが有効であるように思います。

消費税が引き上げられるか半信半疑の方もまだいらっしゃるかもしれませんが、10月1日に消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入が行われる前提での対応が必要なタイミングが近づいてきています。

□ 執筆者の紹介

- ・ 税 理 士 : 左右(サユウ)浩正
- ・ 事務所所在地: 世田谷区代沢 4-12-15
- ・ 電話番号 : 03(6450)9371
- ・ FAX 番号 : 03(3413)0386
- ・ E-mail : info@cpasayu.com



「論より、証拠!!」

■ 売買代金や請負代金、はたまた貸金など取引上の債権の回収について相談されることがあります。この相談の際、必ず確認するのは、その債権を裏付ける又は関連する証拠があるか否かということです。

■ 書面による証拠

債権が、売買代金債権であれば、売買契約書、受発注書が典型的な証拠ですが、見積書、納品書なども役に立つ場合があります。

他方、貸金であれば、金銭消費貸借契約書（借入書）のほか、貸与した時の金員の受領書、ATMの振込明細などもあれば有用です。

日々の業務に追われていますと、これら書面の作成や保管が杜撰になりがちですが、万が一に備えて、できる限り書面の証拠を残すように心掛けて下さい。

■ 電子データによる証拠

もし書面を残すことが面倒くさい、又は無理という方には、電子メール、SNSなどの方法で、合意内容等の証拠を残すことをお勧めします。

【モデル】

A社 御中

お世話になります。

さて、先日はご注文頂き、有り難うございました。その〇月〇日電話にて頂いたご注文内容を、確認のために改めてメールにてお送り致します。

商品名：

数量：

単価：@ 円※・・・ など

もし誤りなどお気づきの点がございましたら、お手数ですが、折り返しお知らせ下さい。

B社担当 北沢B夫

例えば、電話で注文を受けた後、相手のメールアドレス等を知っていれば、次のようなメールを送ることで、その送信記録データは証拠になり、後々役に立ちます。

※取引の内容や実情に応じて、確認すべき項目などは、適宜修正して下さい。

このような電子データの方法でしたら、一度型を作っ てしまえば、何度でもその型を使い回すことができますし、複数の従業員で共用することも容易ですから、便利です。

少なくとも、口約束だけですと、取引相手との間で金額など条件の認識が異なったり、または取引相手から嘘をつかれて約束自体を否定されたりした場合、法的手続を採ろうにも、立証の壁に直面することになりますので、ご注意ください。

■ ただ電子データ「だけ」に頼ることの危険

昨今、架空請求詐欺が横行しておりますが、企業も無縁ではありません。上場企業の従業員を名乗る人物が、卸売会社に対し商品の購入を持ち掛け、商品を騙し取った上で、行方不明になるという事案もありました。この事案において、問題の人物は当該企業の元社員で、契約書類の捺印などは偽造されていました。

メールアドレスが本当に取引相手の企業のものか、その人物が取引相手に現在も在籍しているかなどについても、初回取引の時は特に注意をして下さい。

電子データは簡便ですが、それだけに頼ることはせず、取引相手の複数の従業員に会ったり、相手の事務所に架電をしたり訪問したりするなどアナログな方法で確認することを疎かにしないようにしましょう。

桑原法律事務所

弁護士 桑原 慎也

所在地：〒156-0043 世田谷区松原 1-37-21 小野ビル 4階

電話：03(5355)0818

業務時間：平日 9:30～17:30

執筆者紹介

税金八先生！
教えて！



皆さん、こんにちは。今年の夏の予定は決まりましたでしょうか。暑さに負けずに頑張ってください！

Let's try!

第1問 国税の納付手続には、様々な方法がありますが、次のうち利用できない納付手続はどちらでしょう？

- ① コンビニエンスストアでの現金納付 ② 税務署窓口でのクレジットカード納付

第2問 国税をコンビニエンスストアで納付することができますが、納付金額に上限が設けられています。さて、その上限金額は次のどちらでしょう？

- ① 10万円 ② 30万円

* 答えは 22 ページに掲載

消費税軽減税率制度に関する説明会のお知らせ

北沢税務署では、以下の日程で軽減税率制度説明会を開催する予定です。

☆ 軽減税率制度の説明・帳簿及び請求書等記載方法の変更点・軽減税率対策補助金の紹介等

【日時】

令和元年7月18日（木）

令和元年7月22日（月）

左記のいずれも以下の時間に開催します。

①10:30～11:30 ②13:30～14:30

※①、②のいずれも内容は同じものです。

【会場】 世田谷区松原 6-13-10 北沢税務署 3階大会議室

【会費】 無料

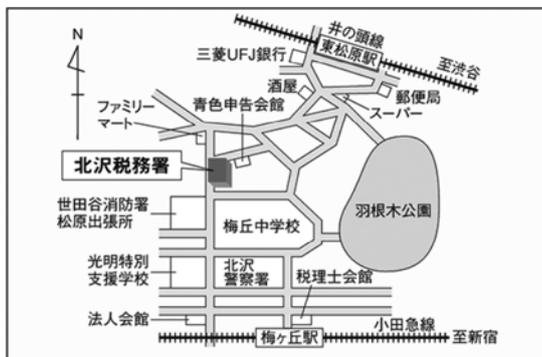
【定員】 各回とも30名

（注1）ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

（注2）定員になり次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。

事前予約も可能ですので、下記のお問い合わせ先へお問い合わせください。

【会場案内図】



【小田急線】梅ヶ丘駅 徒歩 10分

【京王井の頭線】東松原駅 徒歩 10分

【お問い合わせ先】

北沢税務署 法人課税第1部門

TEL：03-3322-3271（代表）

※ お電話の際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

令和元（2019）年度国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇ 試験概要 令和元（2019）年度の試験概要については、令和元年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係（TEL 03-3542-2111 内線2163）

【参考：平成30年度の実施状況】

◇ 最終合格者数（全国）：249名

◇ 受験資格 平成30年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇ 試験日程

(1) 受験申込受付期間 8月中旬

(2) 試験実施期間 9月から12月まで

(3) 最終合格発表 12月下旬

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和2年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）から一定期間について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を全額減免（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が世田谷都税事務所（03-3413-7111）へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは世田谷区役所の担当窓口へお問い合わせください。

桜上水ガーデンズ桜祭り

平成31年4月21日(日)桜上水ガーデンズ中央広場に於いて3回目の桜祭りに参加しました。

ガーデンズは元牧場の跡に創られ住居878戸、住人2,000人以上、敷地は東京ドームぐらゐの大きさに緑地などは40%も占めております。

綺麗な八重桜のもと桜祭りはAM11時～PM3時迄近隣の人、住人の方達で大いに盛り上がりました。20種の



食べ物屋、バザーなど参加し焼きそばは2時間で300人分が完売。

また、日大管弦アンサンブルや、ママさんゴスペルなど楽しい出し物もイベントを盛り上げました。北沢

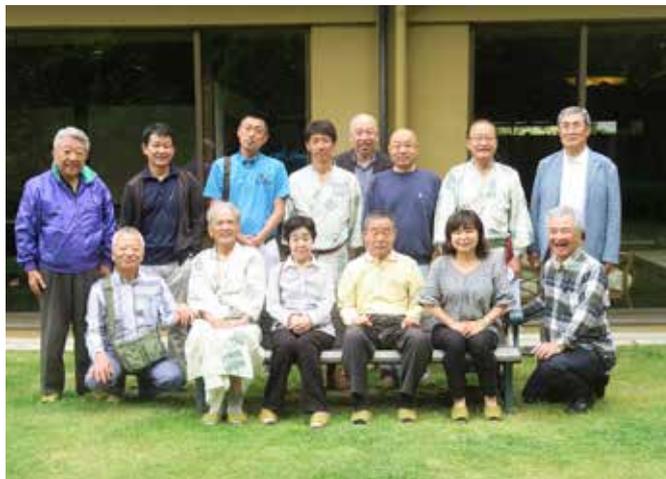


法人会のテントは最も目立つ場所で、税金クイズも甘酒も予定数を早々にクリアしました。

中には法人会の案内書を欲しいと言われ、ぼちぼち関心を持たれ始めたのかな？と云う印象でした。ご協力お手伝いして頂いた方有難うございました。

(桜上水支部 副支部長 西田ミネ子)

南烏山・粕谷支部 移動役員会議



平成31年4月23日～24日、例年通り年度の切り替わる時期を見計らって今年も移動役員・会員会議を熱海の温泉宿『うたゆの宿・熱海四季ホテル』3時、各自現地集合とし、南烏山・粕谷支部の移動役員会議を行いました。

周辺には、熱海梅園・来宮神社・起雲閣・MOA美術館など観光の見どころは多くあり、中には朝早くから世田谷を出発し、途中で小田原城、伊豆山温泉の日本三大古泉の走り湯(?)や来宮神社などの観光名所めぐりで参加されるなど…当方は海岸周りで磯の香りの中、海岸において、押し寄せる波を数えるなど、気持ちを整え会場へと向かいました。

会議は3時30分から5時まで、本年度の反省を踏ま

え、次年度の支部活動及び全体スケジュール調整の検討を自然豊かな熱海山中で和気あいあいの中、真剣な討議を行いました。

夕方からは、会員同士の交流を温泉に浸かり、地元の食材を活かした料理に舌つづみを打ちながら歓談・その後はカラオケ大会へと夜遅くまで、会員同士の交流は続きました。

都会の喧噪から離れ、幸い天気にも恵まれ、翌朝は散歩に行かれたり、山中の自然(気)に包まれながら、おしゃべり話を咲かせたりと個々思い思いに、思い出多い、異業種の法人会ならではの移動役員会議となりました。

朝食後記念撮影を行い解散・自由行動となり、近くのゴルフ場に移動し、非会員も一緒に楽しい時間を過ごしました。

(南烏山・粕谷支部長 大倉 博行)

お店や会社の各種PR広告に
万一の災害時には避難誘導や告知に



どこでもスマホでカンタン文字送信・多言語対応・極薄・軽量・防水・防塵・配線不要・バッテリー駆動▶LED表示器をお探しなら

(株)ユニワールド/ブロードメディア・サービス(株)
☎ 5376-7233 www.bm-s.jp/

千歳台・船橋支部 第1回公開税務研修会



支部では毎年5月に公開の税務研修会を開催しています。6月は各総会が始まり日程が取りにくく、7月にはちとふな祭があり、月に2回は困難という事情もあります。

今回も北沢税務署 池田上席調査官に講師をお願いしました。昨年度の

9月にも依頼、テーマも「これで準備万端・軽減税率」やり方もクイズ形式でしたが、北沢税務署共催としての開催でした。クイズも昨秋より一段と難しくひねってありました。

面白いと思ったのは食べ物であっても、ペットフードは人間の食べ物

ではないので軽減税率には該当しないのです。「ペツ」と思った人も居たかもです。

経済産業省では消費税率引き上げ後の消費喚

起と国内におけるキャッシュレス決済の普及促進のため「消費者還元事業」を実施するらしいですが、年齢の高い人は使い慣れたお札が好きで、キャッシュレスに不安を抱いているようでしたが、還元されるとなればどうでしょうか。少し嬉しいためになる研修会でした。

(千歳台・船橋支部 相談役 山崎 富美子)



北沢税務署
池田上席調査官

梅丘支部 第1回公開税務研修会



北沢税務署 田中健太郎氏による税務研修
令和元年6月14日 日法人会館3階にて北沢税務署共催による公開税務研修会を行いました。

「消費税の軽減税率制度について～正しく知って、楽しく理解～」というタイトルで、北沢税務署 法人課税第一部門 国税調査官 田中健太郎氏を講師に招いて行われました。

一般的に関心は高いものの、まだ知識が乏しい軽減税率に関して具体的な説明をしていただきましたので、多少難しいと感じる部分もありましたが、理解を深めることができました。

最後に行ったクイズでは、参加者の

正解率は高かったものの、難しい内容や予想に反して正解出来なかった問題もあったので、施行までにより多くの知識を身につけておく必要性をあらためて感じました。

税務研修の後は「変化するがん治療、最新のがん治療」というタイトルで(株)セレクションの吉田初枝代表からお話がありました。

日本人の男性の2/3、女性の1/2が発症するといわれるがんに関して、検査方法や先進医療をはじめとする

様々な治療方法や医療機関の紹介など具体的に解説をしていただきましたので、とても参考になりました。

途中で時間が足りなくなってしまったのが残念ですが、これを機会に今まで以上に健康に気をつけたいと感じました。

上記の第1部に続き第2部は中華料理店にて懇親会を兼ねて賑やかに行われました。

(梅丘支部 幹事 宮坂雅雄)



(株)セレクション
吉田初枝代表



経堂支部 第1回公開税務研修会

令和元年 5月28日(火) J:COM イースト世田谷局において『消費税軽減税率』をテーマに、経験豊富な北沢税務署上席国税調査官の池田研司さんに講師をお願いし、公開税務研修会を実施しました。

施行の10月まで4か月と迫ってきている中、法人にとっては疑問点の多い軽減税率です。

また4年後に実施されるインボイス方式は、特に中小零細企業にとっては悩みが多大です。

このような状況の中、今回の講義はクイズを織り込んで解りやすく40分で主要なところや注意点が説明され、

20分の質疑応答の中で具体的な疑問点などに対して理解を深めることができました。

懇談会では他支部の方とも軽減税率導入による様々な問題は勿論、参加者の皆さんの活動状況や意見も含め、様々な話題で楽しく歓談しました。

今回も J:COM さんには会場提供だけでなく準備もして頂き、スムーズな研修会となりました。

*参加総数：24名、会員：23名、一般：1名

(経堂支部 税制委員 廣瀬 知樹)



経堂支部 第1回支部会員会議&異業種交流会

5月20日、令和に入って第1回目となる経堂支部(支部長：丸山恵美子)の支部会員会議&異業種交流会が、支部会員でもあるコジコジハウスさんで開催されました。

支部長挨拶、開会の挨拶に続いて、議題は新年度ということもあり大変盛り沢山でした。

今回の会議のトピックスと言えば、総会及び役員改選(案)が発表され、4年間の長きに亘り支部長を務められた丸山支部長への労いの言葉と感謝の拍手!そして西原新支部長の誕生を祝って「今後も経堂支部の持ち味である仲の良さを発揮して、新体制を盛り上げて行こう!」との温かいエールが各会員から寄せられたことです。

その後、会議は粛々と進み、支部行事(5月の税務研修会、6月の第5回スポーツフェスタ、7月の経堂まつり、9月のバス研修会etc)について確認があり、続いて6委員会、2部会の活動報告。各レクリエーション部の活動報告。

これまでも活発なレクリエーション活動が目白押しの経堂支部ですが、何と今年度から新たに「男着付け教室」が始まりました。



充実した会議の後は、乾いた喉を潤す「乾杯!」の発声で異業種交流会がスタート。初参加の方や、闘病生活から復帰された支部役員も交えて、美味しいお食事を囲みながら、経堂支部らしい和気あいあいの大変有意義な交流会となりました。

(経堂支部 副支部長 岡本のぶ子)

第16回 北沢法人会親睦ゴルフコンペ



令和元年5月22日 令和はじめ 葉のラ・ヴィスタゴルフリゾートゴルフ場へ向かいました。今回の参加者は31名でした。晴天のもと、トリッキーで難しい

コースでしたが、皆さん元気にプレーしました。

大会終了後、千葉厚生委員長の進行による表彰式が行われ、飯野会長をはじめ皆様からの賞品提供があったので、立派な賞品を全員が受取る事ができました。

優勝は、明大前支部の深見敏明様でした。39+50=89という見事な成績でした。深見さんおめでとうございました。

帰路は、バスの中で、皆さん楽しく懇親を深めることができました。

途中、海ほたるで休憩、事故もなく無事世田谷まで帰ってこられました。ゴルフ会参加の皆様、お疲れ様でした。

(ゴルフ会担当副会長 広瀬 淡)

わんぱく相撲 世田谷区大会にて 青年部会 キックターゲットサッカーを指導

2019年5月12日(日)世田谷区立総合運動場体育館で、第43回わんぱく相撲世田谷区大会が開催され、北沢法人会青年部は、体育館の場外で、キックターゲットのブースを担当しました。

当日は、写真を見ての通り、本当に多くの子供たちが参加してくれました。

子供たちは、列に並び、順番を守りながら、キックターゲットを楽しんでいました。

中には、「本当にまだ子供？」と

思うほどのテクニックを披露する子もいて、驚かされることもありました。

最後になりましたが、参加してくれた多くの子供たち、ありがとうございました。

忘れられない思い出になればいいのですが、このような機会があれば、またのご参加をよろしく願いいたします。また、参加した青年部有志の

皆様、お疲れさまでした。(青年部会 幹事 飯塚 正将)



皆様、お疲れさまでした。(青年部会 幹事 飯塚 正将)

世田谷区内の中小企業にお勤めのみなさま・事業主のみなさまへ!!

セラ・サービスに加入しませんか!!

入会金 1名につき500円 会費 1名につき600円(月額)



グルメ スポーツ 暮らし トラベル 健康 レジャー

例えば

こんなにお得!

管理費の削減に
従業員のみなさまの定期健康診断費用
1名2,000円の補助

みんな行きたい
あのテーマパークのワンデーパス
1名2,500円の補助(年間1回)

※このほかにもさまざまなお得なサービスを提供しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ ☎03-3411-6655

セラ・サービスは、世田谷区産業振興公社が運営する世田谷区内中小企業向け福利厚生サービスです。

格安な会費で各種割引チケットや宿泊・レストラン・ゴルフ場など、さまざまな割引サービスが利用できます。

《ご加入について》

- 世田谷区内の事業所単位で、勤務する従業員の皆さま全員でご加入いただけます。
- 中小企業=従業員数300人以下の事業所(病院・学校法人・NPOを含む)
- 事業主様の負担した会費は、法人は損金、個人は必要経費として控除できます。

セラ・サービス 公益財団法人 世田谷区産業振興公社

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 4階

セラ サービス 検索

川柳

今年度も【ほうじん北沢 時事川柳】を公募致します。

《応募方法など詳細は「ほうじん北沢(8-9月号)」に掲載しますのでお楽しみに!》

広報委員会

会員紹介

下北沢支部 こはぜ珈琲

こはぜ珈琲はお客様のご注文毎に珈琲豆を焙煎するセミオーダーメイドの珈琲豆自家焙煎店です。珈琲の美味しさを作る要素は沢山ございますが、当店は焙煎鮮度とお客様のお好みに合わせた焙煎



度を大切にしております。お客様の御注文毎にお客様のお好みにあった珈琲豆の焙煎をさせていただきます。作りたての珈琲の味わいをゆっくりご自宅やオフィスでお楽しみ下さい。

また、店内にはテラス席を含め20席程のイートインスペースもご用意しております。挽きたての珈琲を(1杯200円~)ご注文毎にご提供しております。下北沢でお買い物やお仕事の合間の休憩に是非お気軽にお越し頂けたら幸いです。



店名: こはぜ珈琲

所在地: 世田谷区北沢 2-33-6 グリーンテラス 1F 定休日: 第2火曜日

電話: 03(5738)9207

営業時間: 11時~20時

会員紹介

経堂支部 もつやきかりん

小田急線経堂駅から本町通り徒歩3分。

2017年3月13日にOpenし、お陰様で3年目を迎える事が出来ました。

炭火で焼いた「やきとん・やきとり」を片手にキンキンに冷えたジョッキで生ビール!

焼酎・日本酒も各種取り揃えております。

お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

東京農大を卒業し20数年、経堂でお客様が楽しんで頂けるお店になるよう日々勉強していく所存です。

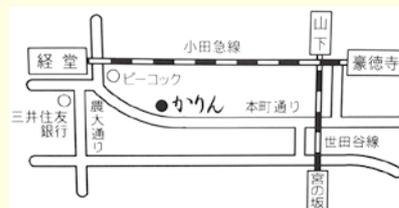
どうぞ宜しくお願い致します。

店主: 秋山 英之

所在地: 世田谷区宮坂 2-16-3

電話: 03(6413)1373

営業時間: 平日 18:00~28:30 日・祝日 18:00~25:00



令和の時代

平成の時代が終わって、令和の時代に入った。和暦の変わり目には天皇の崩御が伴うのが通例であったが、今回は平成天皇はお元気である中での、新しい時代を迎えた。

お祝いムードが、盛り上がり、このような移譲もいいなと思ったし、これからも天皇陛下が余生を楽しめるような、制度の変更もあっていいのかなと感じました。

私達が子供の頃は、明治、大正、昭和を生き抜かれた先輩が頼もしく思えたものだが、これからは昭和、平成、令和を生き抜いた強者（つわもの）と言った表現になっていくものと思います。

和暦は、元号とそれに続く年数によって年を表現する、日本独自の紀年法であり、邦暦や日本歴ともいう。西暦では時代の特色と言った感覚で捉えにくい、和暦はその時代を特徴づけて、その時代を思い起こせるという利点がある。

昔は大正ロマンといった言葉で大正時代の雰囲気伝える文化事象をさして呼ぶことができる。「大正浪漫」は夏目

漱石が大正時代の文化風俗、雰囲気を感じ出すために作った言葉である。

「令和」がどのような時代になるか、想像もつかないが、むしろ我々の決意として、平和でいい時代にしてみせるぞという決意や強い思いが時代を動かすのではないかと考えております。

(副会長 広瀬 淡)

元号について

5月1日に「平成」から「令和」になったのを機に、今まで自然に使っていた元号について、いろいろと考えることが多くなった。特に、漢字2文字で新しい元号を予想していた最中、受験勉強以来、すっかり忘れてしまっていた過去の元号を思い出し、気付いたことがたくさんあった。

そもそも漢字2文字ではない元号があったこと自体忘れていたのだ。天平シリーズとして面白がって覚えていた元号、「天平感宝」「天平勝宝」「天平宝字」「天平神護」「神護景雲」の5つだ。なぜ4文字になったのか、正直今でもよくわからないが、もしこの流れが続いていたら

どうなっていたのか、とても興味深い。ちなみに、この天平シリーズは、天平から続く天平文化の期間だった。

また、「暦仁」は「略人＝人が消える」という縁起の悪い文字と同じ発音ということで改元され、「明和」も「明和の大火」という大災害がきっかけではあるが、災害の起きた「明和9年」が、「明和9年＝迷惑年」で縁起が悪いということで改元された。実際に起きた悪いことと元号を強く結びつけて考える言霊の考えが大きく影響していたのだろう。

歴史的に見ると、何か良いことが起きたとき、悪いことが起きたとき、大きな変革をしたとき、改元をした事例がとても多かった。それは逆に、今よりも良い時代にしたいという願いを込めて改元されてきたとも言える。

新しい元号、「令和」。「平成」よりも良い時代にすべく日々の生活を送ろうと改めて思った。「令和」時代が、私にもみなさんにもより良い時代になりますように。

(広報副委員長 下北沢支部副支部長 長沼 洋一郎)

税金クイズこたえ

第1問 答え

①税務署窓口でのクレジットカード納付

コンビニエンスストアでの納付（コンビニ納付）とは、税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、国税庁長官が指定した納付受託者（コンビニエンスストア）へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。また、クレジットカード納付とは、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続です。インターネットを利用した納付手続となりますので、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口ではクレジットカードによる国税の納付はできません。いずれの納付手続についても領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。

第2問 答え

② 30万円

国税のコンビニ納付には、バーコード付納付書が必要です。バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で次のような場合に所轄の税務署で発行します。

- (1) 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税等）
- (2) 督促・催告を行う場合（全税目）
- (3) 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- (4) 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

多くのコンビニエンスストアでコンビニ納付を利用できますが、お近くのコンビニエンスストアがコンビニに納付に対応しているかについては税務署にお尋ねください。



ほうじん北沢 346号
 令和元年7月1日発行
 発行所 〒154-0022
 東京都世田谷区梅丘1-43-1
 公益社団法人 北沢法人会
 発行人 飯野 光彦
 広報委員長 竹股 克之
 編集人 塩原 孝夫
 TEL 03-5450-7121
 FAX 03-5450-7122

R100 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。



開催
決定

出展予定 100 社以上!!

『出会って、未来だ。』

ビジネス マッチング 交流会 '19

2019.7.17 **水** 10:00-17:00

新宿NSビル NSイベントホール

主催 昭和信用金庫

共催 興産信用金庫・芝信用金庫

このたび昭和信用金庫は興産信用金庫・芝信用金庫との共催により「**ビジネスマッチング交流会'19**」を開催することとなりました。

当日は100社以上の企業、中小企業支援団体が出展いたします。多く交流や情報交換で、新たな販路の開拓、連携先の発見、経営課題の解決等、ビジネスチャンスの創造にお役立て下さい。是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】ビジネスマッチング交流会事務局

昭和信用金庫 営業推進部 事業支援課 tel.03-3422-6667 fax.03-3419-0651

URL: <http://www.shinkin.co.jp/showa/> E-mail: jigyoshien@showa-shinkin.co.jp

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- 上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

